

半導体気候関連コンソーシアム同意書

背景

世界は今、気候変動の危機的状況にあり、地球温暖化を 1.5℃以内に抑えるために温室効果ガス (以下、GHG) 排出を劇的に削減しなければなりません。半導体産業とそのバリューチェーンは、人 工知能、5G/6G ネットワーク、量子コンピューティングなど、気候変動への対応に役立つ未来の新 技術を実現する上で極めて重要な役割を担っています。このような技術は、気候変動への対応に役 立つものです。しかし、その一方で、製造工程で温室効果ガスを排出しています。しかし、この業 界のバリューチェーンが直面する共通の課題に対処するため、さらなる協力関係を構築する機会が 残されています。コラボレーション、透明性、そして野心的な目標を通じて、半導体業界とそのバ リューチェーンは気候変動問題への取り組みを推進することができます。

本コンソーシアム同意書(以下「同意書」)は、半導体気候関連コンソーシアム(以下「コンソー シアム」)とそのメンバー(以下「メンバー」または「コンソーシアムメンバー」)が、協力、デ ータの共有、ワークストリームの招集、政策決定への関与、技術報告、プレゼンテーション、ポジ ションペーパー、その他の作業成果物を作成するための枠組みを確立するものです。本同意書は、 目的と原則、管理、メンバーシップ層、情報共有、独占禁止法の遵守など、コンソーシアムの活動 の様々な側面を規定するものである。コンソーシアムメンバーは、同意書の枠組みの中で、コンソ ーシアムの作業計画を共同で策定します。

目的および原則

半導体気候関連コンソーシアムのメンバーは、コンソーシアムの以下の設立趣意書に賛同し、その 内容を実現することに同意します。

「半導体気候関連コンソーシアムのメンバーとして、私たちは気候変動の課題と、私たちが 実現する技術を通じて、私たち自身の事業、バリューチェーン、および他の業界における温 室効果ガス(GHG)排出を削減する上で、業界が果たすことのできる役割を認識します。

メンバーは、パリ協定や(気温の上昇を)1.5℃以内に抑える取り組みを推進する関連協定 の支持を通じて、業界内で革新的な気候変動対策を推進する必要について一致団結していま す。

メンバーは、以下の目的にむけて活動します。

- コラボレーション 半導体業界のバリューチェーンにおける GHG 排出量の継 続的な改善と削減に向けた共通のアプローチにそって調整を行います。
- 透明性 -GHG プロトコルのガイドラインと原則に従って、また主要な基本的 前提条件に合わせ、進捗状況とスコープ 1、2、および 3 の GHG 排出量を毎 年公に報告します。
- 野心的な目標 2050 年までに GHG プロトコルに従って GHG 排出量ネットゼ 口を達成することを目指し、入手可能な最善の科学に基づき、短期および長 期の目標を設定します。



コンソーシアムとして、少なくとも年に一度は進捗状況を報告し、業界団体、政府、投資家、 顧客、サプライヤー、その他関連するステークホルダーと協力しながら、更なる進展に努め、 他の人々の行動を喚起していきます。」

本同意書は、コンソーシアムメンバーが、基礎声明の目的を達成するために、自主的かつ協力的に 取り組むための基盤となるものです。

同意書の範囲

本同意書の範囲には、以下の自発的気候関連活動が含まれます。

- 半導体バリューチェーン共通の気候目標に向けた協業
- 半導体バリューチェーンに関連する技術的な気候関連情報の収集と検証
- 業界に関連した GHG 排出量測定手法の開発
- GHG 排出量および気候関連政策の支持および提言
- エンゲージメントの機会や新たな取り組みへの支援
- 業界のバリューチェーンが直面する共通の気候関連課題の解決に向けた提言
- 気候関連のリスクに対応し、また、機会に取り組むために、業界が可能にした最先端の 技術を方向付けるアドボカシー活動
- 業界のバリューチェーンやそのメンバーが直面する気候変動関連の課題解決に向けた協
- 必要に応じ、技術報告書、プレゼンテーション、ポジションペーパーの作成

メンバーは特定のトピックに関する情報やデータを提供する必要はありませんが、できるだけ多く のメンバーがコンソーシアムの活動に参加することで、コンソーシアムの活動全体の質が向上しま す。メンバーからコンソーシアムに提供された情報は、SEMI によって集約・匿名化され、個々のメ ンバー情報は、提出したメンバーの許可なく開示されることはありません。情報の提出は、それを 提供したメンバーの知的財産権を制限または変更するものではありません。上記にかかわらず、コ ンソーシアムが報告書やプレゼンテーションを発行する場合、メンバーの身元を開示することがあ ります。

この同意書は、業界とコンソーシアムメンバーの継続的に発展するニーズを反映できる文書である ことを意図しています。コンソーシアムメンバーは、この同意書の条項を修正し、またはコンソー シアムの活動範囲を拡大もしくは更新することを決めることができます。

コンソーシアムがその業務作業を遂行できるのは、コンソーシアムメンバーがタイムリーに会費を 支払い、積極的に参加するかどうかにかかっています。

コンソーシアムのメンバーシップと参加

本コンソーシアムのメンバーは、運営評議会(Governing Council) (以下に定義する)の判断によ り、半導体デバイスメーカー、半導体装置メーカー、半導体材料メーカー、サプライヤー、ファブ レス企業に対して開かれるものとします。



メンバーシップ・レベルの詳細については、別紙 A に記載されています。

メンバーは、コンソーシアムメンバーのマーケティングおよび情報公開の目的で使用されるコンソ ーシアム署名者リストの一部として、メンバーの会社名およびロゴが一般に公開されることに同意 します。コンソーシアムは、いかなる発行物においても、メンバー企業名やロゴを、メンバーの意 見、主張、データ、または問題に対するメンバーの立場の表明として使用することはありません。 各企業は、メンバーになる際、およびメンバーが新しいロゴを採用する際には、デジタル形式でそ のロゴを提供しなければなりません。各アクティブメンバーは、発行物(デジタル形式あるいはそ の他の媒体)に、コンソーシアムの名称とロゴを使用する権利を有するものとします。メンバーが コンソーシアムから退会した場合、メンバーはコンソーシアムの名称およびロゴマークを、今後の 発行物およびホームページから削除するものとします。

各メンバーは、1 名以上の代表者を任命するものとし、各代表者は個別に、コンソーシアムに関す る事柄について、メンバーを代表して行動する権限を持つものとします。コンソーシアムが効果的 に運営されるために、メンバーは、別紙 A に記載されたそれぞれのメンバーシップ・レベルおよび 関連する権利に従って、コンソーシアムの選挙、投票事項および会議に参加すること、また、専門 知識を提供し、タイムリーに成果物を完成させることに同意します。

コンソーシアムへの参加は、運営評議会のメンバーである企業代表者を通じて、また、以下に規定 する一つまたは複数のワーキンググループ、または毎年 4 回以上開催されるメンバー総会への参加 を通じて行われます

運営評議会

運営評議会(以下「運営評議会」という)は、コンソーシアムの運営機関として機能し、7 名のメ ンバーで構成されるものとします。メンバーは、毎年リーダーシップ・レベルメンバーによって指 名、選出され、任期は1暦年とします。運営評議会の議席は、以下のリーダーシップ・レベルメン バーのカテゴリーに配分されるものとし、一社が複数の議席を保有することはできません。

- 2議席ーデバイスメーカー、IDM、ファウンドリ
- 2 議席-主要設備メーカー
- 2議席-その他すべての半導体バリューチェーンの装置、部品、材料
- 1 議席-ファブレスあるいは半導体バリューチェーンのどのレベルであってもよい無帰属企

コンソーシアム・マネージャーは、7 つの議席すべてについて年次選挙を行い、推薦手続きを管理 するものとします。運営評議会メンバー候補者の氏名と経歴は、運営評議会メンバーの年次選挙の 少なくとも30日前までに、コンソーシアム・マネージャーに提出されるものとします。議席数が2 席の各カテゴリーでは、最も得票数の多い 2 名の候補者が、そのカテゴリーの議席を獲得します。 ファブレスあるいは無帰属企業の議席は、最多得票のファブレス候補者(ファブレス候補者が 2 名 以上いる場合)、またはファブレス候補者が 1 名のみか全くいない場合は、次に得票数の多い候補 者が議席を獲得します。

2 議席のカテゴリーにおいて候補者数が不足した場合、その議席は「無帰属議席」に変更され、最 も得票数の多い候補者に授与されることになります。



新たに選出された運営評議会は、運営評議会のスケジュール、アジェンダ、および管理事項に関す る SEMI との意思決定の説明責任を監督し、また、コンソーシアム・マネージャーがその職務を全う していることを確認するために議長を選出します。

また、新たに選出された運営評議会は、議長不在の場合に議長の責務を果たす共同議長を選出しま す。

個々の運営評議会メンバーの任期は最大で 2 年間(一期一年最大二期)です。疑義を避けるため、 例えば任期途中で交代した場合、後任者が残りの任期を全うしても、全期間を全うしたとはみなさ れないものとします。

運営評議会メンバーが辞任した場合、選出時に代表していた会社は、コンソーシアム・マネージャ ーからの通知後15日以内に、残りの任期履行ため、別の会社の代表者と交代することができます。 この場合、コンソーシアム・マネージャーからの通知後15日以内に欠員を補充する必要があります。 会社が代表者を交代させないことを選択した場合、あるいは 15 日以内に交代させない場合には、30 日以内に特別選挙を行い、その時点での残りの任期を履行するための交代要員を選出するものとし ます。このような場合、候補者は充当しようとする議席のカテゴリー要件を満たしていなければな りません。該当するカテゴリーの候補者がいない場合には、その議席は「無帰属議席」に指定され ます。

運営評議会は、直接投票、委任状による投票、または書面による同意をもって、少なくとも 4 名の 運営審議会メンバーの賛成票により決議案を可決することができます。

運営評議会は、SEMI が提供するコンソーシアム・マネージャーのサポートにより、ガバナンスと保 証の監視と開発、および予算デューディリジェンスに関する SEMI への情報提供を維持します。

運営評議会は、規制問題、開示要件、および炭素税/インセンティブに関するコンソーシアム・マネ ージャーからの調査とガイダンスについて報告します。

ワーキンググループ

運営評議会は、サステイナビリティ・アドバイザリー・カウンシル (Sustainability Advisory Council) (SAC) およびコンソーシアム・マネージャーと協力し、コンソーシアムの推奨する方向 性、報告書、提案書、論文、その他の作業成果物を提供する責任を負う多数のワーキンググループ を維持します。運営評議会は、多数決によりワーキンググループの新設、変更、解散をすることが できます。また、ワーキンググループとその目標の最新リストは運営評議会により管理され、定期 的にコンソーシアムメンバーと共有されるものとします。

なお、コンソーシアム発足時に提案されたワーキンググループの詳細は、別紙 B に記載のとおりで <u>す</u>。

ワーキング グループに参加するために選ばれた会社の代表者は、関連する主題について知識があり、 代表するメンバー企業を代表して発言し、会議に完全に参加し、情報やデータの要求にタイムリー に対応する権限を会社から与えられている必要があり、データ収集作業とレポート作成を支援しま す。



コンソーシアムマネジメント

SEMI は、1 つまたは複数の専門的なコンサルティングサービスおよび弁護士の支援を受けて、コン ソーシアム・マネージャーとしての役割を果たします。SEMI は、コンソーシアム・マネージャーと しての資格において、コンソーシアムに代わって特定の活動を実施し、特定の責任を遂行するため に保持および指示することができます。これらの活動と責任には、以下が含まれます。

- SEMI が指名し、運営審議会が承認する常勤のコンソーシアム・マネージャーの任命。コンソ ーシアム・マネージャーには、自らのスタッフを任命するための予算が与えられ、その氏名、 責任、経歴は、それぞれの任命の少なくとも1週間前に運営評議会に通知され、運営評議会 が異議または懸念を表明できるようにします。
- 電話会議などコンソーシアム活動の調整、議事録および関連資料を保管し共有します。
- メンバーと協力して、コンソーシアムが完了すべきタスクの適切なスケジュールを作成しま す。ただし、メンバーはいつでも修正することに同意できます。
- 報告書ドラフトおよび最終報告書のメンバーと共有します。
- 技術報告書、プレゼンテーション、ポジションペーパー、その他の作業成果物を含む最終成 果物をレビューし、提出します。
- SEMI に代わって、コンソーシアムの財務、会費、予算、経費を管理・追跡します。運営評議 会は、コンソーシアムが成果物や希望に影響を与える可能性のある予算上の懸念を協議のた めにコンソーシアム・マネージャーに定期することができ、コンソーシア・マネージャーは 財務上の懸念を運営評議会に通知します。
- コンソーシアム・マネージャーと運営評議会の間で合意された、コミュニケーション、文書 の保管、およびその他の調整またはコラボレーション リソースのための技術リソースを提 供します。コンソーシアムまたはその作業の流れに関連するすべての重要な広報は、公表の 48 時間前までに運営評議会に提供され、審査を受けなければなりません。
- SEMI は、技術報告書、プレゼンテーション、ポジションペーパー、その他の作業成果物を含 む、本コンソーシアムの全ての成果物を所有します。このような成果物の使用は、運営評議 会と協議の上、コンソーシアム・マネージャーが管理するものとします。

守秘義務

コンソーシアムが開発した情報およびデータは、運営評議会が公開を承認しない限り、「半導体気 候関連コンソーシアム-機密」と表示し、機密を保持するものとします。コンソーシアムメンバーは、 運営評議会の事前承認なしに、コンソーシアム作業成果物の調査結果、文書、データ、その他の情 報を開示しないものとし、メンバーは SEMI の標準的な機密保持契約の条件を遵守するものとします。

既存及び新たに発生した業務上の秘密情報等をコンソーシアムと共有するメンバーは、共有する前 に、実務上可能な範囲で、当該情報を「業務上の秘密情報」、「秘密情報」、「専有情報」等とし て明確に表示するものとします。有形でない業務上の秘密情報または実務上「秘密」の表示が不可 能な情報については、メンバーは、秘密情報を共有する前に、または共有と同時に、メンバーの受 領者に当該情報の秘密性を通知するものとします。いかなる情報も、「現状のまま (as is)」提供 されたものとみなされます。書面による別段の定めがない限り、コンソーシアムに提供された秘密 情報に関して、他のメンバーにいかなるライセンスまたは権利も付与されず、当該秘密情報に関す るすべての知的財産権は、当該情報の提供者に留保されます。コンソーシアムメンバーは、他のメ ンバーから受領した業務上の機密情報を機密として維持し、安全に保つために適切な措置をとるこ とに同意するものとします。ただし、メンバーは、事業上の秘密情報には、(a)事業上の秘密情報を



受領したメンバーの過失によらず公知の領域(例えば、公共のデータベースやインターネットからアクセス可能)にある情報、(b)公開文献(例えば、学術出版物や、特許が付与されて一般の閲覧に供されている特許出願)に掲載されている情報、(c)秘密保持を主張するメンバーが、情報を守秘しなかった又は情報を守る義務のなかった 1 以上の他の事業者と共有していた情報は含まないことに合意します。

新メンバー

コンソーシアム設立後、他の企業は、運営評議会の承認を得て、上記「コンソーシアムのメンバーシップと参加」の項に定める要件を含む本同意書の条件に従い、コンソーシアムに参加することができます。

メンバーの脱退と債務不履行

- A. 退会:メンバーは、いつでも退会することができますが、それまでに支払われた会費の払い 戻しを受ける権利はないものとします。
- B. 不履行:コンソーシアム・マネージャーは、メンバーが次の各号のいずれかを行ったことにより本同意書に違反した時は、メンバーに書面をもって通知するものとします。
 - a. 本同意書に基づく金銭的義務を期日に従って履行すること。メンバーが通知受領後60日以内に違反の是正に応じない場合、またはその後、メンバーが清算に入ったこと、司法もしくは行政の措置により債務を支払うことができないと判断されたこと、もしくはメンバーがメンバーシップを終了したことをコンソーシアム・マネージャーが知った場合、当該メンバーは不履行とみなされるものとします。
 - b. 上記のコンソーシアムの設立趣意書のうち、「透明性」と「野心的な目標」の記述 を満たすこと。
 - c. その他、本同意書の条件を遵守すること。

債務不履行となったメンバーは、メンバーとしての資格を失い、本同意書に基づく一切の権利を喪失します(ただし、秘密保持および独占禁止法に関する義務は引き続き有効とします)。コンソーシアムは、コンソーシアム署名者リストおよびメンバーリストを含む今後のすべての出版物から、不履行メンバーに関するすべての言及を削除し、旧メンバーのロゴおよび名称を使用しないものとする。

コンソーシアム解散

本同意書は、運営評議会の3分の2の議決により、いつでも終了することができます。本同意書の終了に伴い、コンソーシアム・マネージャーは、以下を行うものとします。

- コンソーシアム財務バランスシートの最終版を作成する。
- 技術報告書、プレゼンテーション、ポジションペーパー、その他の作業成果物など、SEMI が 所有し、運営審議会で承認済み、または承認待ちのコンソーシアムの成果物のリストを作成 する。
- 機密とみなされるコンソーシアム情報(以下「特定情報」という)を特定し、他の関連する コンソーシアム記録とともに、2年間保持すること。この2年間の期間終了後、コンソーシ アム・マネージャーは、特定された情報を速やかに破棄するものとする。



運営評議会およびコンソーシアム・マネージャーは、SEMI 役員会および経営陣の指示により、コン ソーシアム・マネージャーから提供される関連情報の取り扱いに適切に対応した解散計画を立案す る。

独禁法コンプライアンス

コンソーシアムの活動は、気候危機への対処に関連する情報の共有と提案およびソリューションの 共同開発に重点を置いています。各メンバーは、新しい製品やサービスの開発において、競争を促 進することを約束します。各メンバーは、様々な事業分野において他のメンバーと競合する可能性 があること、従って、メンバー(メンバー企業)およびその代表者が、適用される独占禁止法およ び競争法に精通し、適用される州、連邦、または国際の独占禁止法または規制に違反しない方法で 行動することが不可欠であることを認識しています。従って、各メンバー(メンバー企業)は、正 式な会議、非公式な会合、その他で行われるか否かにかかわらず、議論の範囲をコンソーシアムの 目的に関連するトピックに限定することの重要性について、その代表者に適切な法律相談を提供す る責任を負うものとします。各メンバーは、さらに、自己および他の各メンバーが、競合する製品 およびサービスを自由に開発できることを認めます。

倫理

全てのメンバー(メンバー企業)とその代表者は、他のメンバーや当コンソーシアムとの交流や対 応において、SEMI の行動規範に記載されているように、倫理的かつ相互に尊重し合う高い基準の行 動と言動を遵守することが求められます。これに従わない場合、コンソーシアム・マネージャーお よび運営評議会の判断により、コンソーシアムから退会されることがあります。

メンバーが、機密情報の取り扱いに関してなど、本同意書に基づく倫理違反の疑いに関して何らか の懸念を抱いた場合、メンバーはその懸念を秘密裏にコンソーシアム・マネージャーに報告しなけ ればなりません。コンソーシアム・マネージャーがこの種の機密報告を受けたとき時はいつでも、 コンソーシアム・マネージャーは報告の機密を保持し、運営評議会及び SEMI の法律顧問がさらなる 措置の可能性を検討するために、匿名化した報告の要約を作成するものとします。誤解を避けるた めに記すと、本同意書は、影響を受けるメンバーの機密情報に影響を与える、あるいはメンバーの 機密情報を保護する法的権利および救済措置を侵害する、または侵害するおそれのある、他のメン バーによる機密保持違反またはそのおそれに対して、メンバーが差止救済を求め、得ることを妨げ ないものとします。

完全な合意

本同意書は、本同意書の全部を構成するものとします。本同意書は、メンバーの過半数の書面によ る同意がある場合にのみ、変更することができます。

NO PARTNERSHIP FORMED

本同意書は、メンバー相互間において、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、または代理店 関係を形成するための合意を構成するものではありません。メンバーは、他のメンバーに義務を負 わせたり、拘束したりする権利を有さず、本同意書のいかなる内容も、第三者にいかなる種類の権 利をも与えることを意図していないものとします。

「署名ページが続く〕



半導体気候関連コンソーシアム同意書	
承認 (ACCEPTED FOR):	
メンバー企業	<u> </u>
メンバーシップ・レベル (リーダーシップ・I かをご記入ください。)	— vベルメンバー、参加者レベルメンバーのいずオ
住所	
住所	
権限のある代表者の署名	
印字名前	
タイトル	
日付	_



EXHIBIT A

メンバーシップ・レベル

メンバーの資格には 2 つのレベルがあります。各レベルには、以下に示すように、それぞれ固有の 権利があります。

- リーダーシップ・レベルメンバー
 - 運営審議会委員の投票資格
 - o 運営評議会のメンバーとして参加可能
 - o ワーキンググループへの参加および議長となる資格
 - o 総会への出席
 - o オピニオンリーダーやロビー活動への優先参加権
 - o すべてのメンバーリソース、レポート、共有情報へのアクセス
- 参加者レベルメンバー
 - o ワーキンググループへの参加資格 (ワーキンググループの議長資格なし)
 - o 総会への出席資格
 - o すべてのメンバーリソース、レポート、共有情報へのアクセス

設立メンバーステータスーメンバーシップ形成の初回ラウンドに参加したリーダーシップレベル及 び参加者レベルの両メンバーは、メンバーが良好な状態を維持している場合、「設立メンバー」と してのステータスとロゴ使用が許可されます。(コンソーシアム同意書の「メンバーの退会及び不 履行」を参照)。



EXHIBIT B

ワーキンググループ

本同意書の時点では、初期のワーキンググループと予想される活動は以下の通りです。初期の運営 評議会は、ワーキンググループの指定と目的を批准することが要求されます。

- 気候変動への影響度とツール (Climate Impact and Tools)
 - o 半導体/バリューチェーンにおける気候関連リスク
 - o 半導体業界のバリューチェーンにおける GHG 排出量の継続的な改善と削減の機会を 特定
 - o より良い意思決定のためのビジネス・アナリティクス
- 報告に関する標準化 (Reporting Standards)
 - o バリューチェーンの透明性を高めるため、スコープ 1、2、3 報告の簡略化したガイ ドラインを提供
 - o 開示要件に沿った市場情報の提供
- テクニカルワークストリーム (Technical Work Stream)
 - o スコープ3の計算と報告書の謎解き
 - o スコープ 1ーバリューチェーン全体で低 GWP を実現
 - o S3 スタートアップとイノベーション
- アウトリーチ(Outreach)-NGO、異業種交流会、コミュニティ
 - o SEMI 専任のリソース (FTE) がメンバーとのエンゲージメントを維持しながらこれを 管理
 - o バリューチェーンにおける ESG への取り組み (ESG journey) を支援
 - o 関与し、影響を与えるのに、我々は ESG 活動をどこまで展開していけるか?
 - o NGO、地域社会、国際社会と連携し、「気候の公平性」を推進